（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第五条第三項に規定する施設） **第五条の二**　令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター若しくは国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの 三～五　（略）	（令第五条第三項に規定する施設） **第五条の二**　令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　（略） 二　独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター若しくは国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの 三～五　（略）

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第十六条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第二条**　（略） ２・３　（略） （削る）	（業務方法書の記載事項） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第十六条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項 二　法第十六条第二号に規定する医療の提供に関する事項 三　法第十六条第三号に規定する調査及び研究に関する事項 四　法第十六条第四号に規定する技術者の研修に関する事項 五　法第十六条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項 六　法第十六条第六号に規定する施設の設置及び運営に関する事項 七　法第十六条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 八　国立国際医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立国際医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項 九　業務委託の基準 十　競争入札その他契約に関する基本的事項 十一　その他国立国際医療研究センターの業務の執行に関して必要な事項 ５　国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第十七条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項 二　法第十七条第二号に規定する医療の提供に関する事項 三　法第十七条第三号に規定する技術者の研修に関する事項
４　国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第十六条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項 二　法第十六条第二号に規定する医療の提供に関する事項 三　法第十六条第三号に規定する技術者の研修に関する事項	